令和７年度兵庫県教育委員会教育職員免許法認定講習実施要項

１　目　的

特別支援学校教諭２種免許状の取得を希望する者がその免許状を取得できるよう、また、２種免許状所有者が１種免許状を取得できるよう、認定講習を実施し現職教員の資質の向上を図ることを目的とします。

２　開講科目及び日程等

　　別表のとおり

３　受講対象者及び選考基準

　　受講対象者：国公立学校に勤務する教員（神戸市立教員を除く。）

　　選考基準：申込人数が募集人数を超えた場合、以下の選考基準により受講者を決定します。

**〈科目コード40～47（特別支援学校教諭２種免許状）〉**

　　１　特別支援教諭２種免許状を取得していない教員

　　２　特別支援教諭２種免許状を取得しており、領域追加を希望する教員

　　　　※上記１及び２の中で選考する場合は、以下の①～⑧の順により選考します。

　　①　県内国公立の特別支援学校に勤務している正規教諭

　　②　県内国公立学校に勤務し、特別支援学級を担当している正規教諭

　　③　県内国公立学校に勤務している正規教諭（②を除く）

　　④　県内国公立学校の特別支援学校に勤務している臨時講師

　　⑤　県内国公立学校に勤務し、特別支援学級を担当している臨時講師

　　⑥　県内国公立学校に勤務している臨時講師（⑤を除く）

　　⑦　県内国公立学校に勤務している①～⑥以外の者（会計年度任用職員等）

　　⑧　県外の国公立学校に勤務している教員

※　例年、上記①～④までで受講人数が募集人数を超えています。同条件で選考する場合は、以下の基準により選考します。

　　a　特別支援教諭２種免許状を取得するために必要な残りの単位が少ない者

　　b　勤続年数が長い者

* 特別支援教諭２種免許状を取得する方法については、別紙１「特別支援学校教諭２種免許状の取得を希望している方へ」をご覧ください。

**〈科目コード10　教職原論（１種免許状希望者又は隣接校種免許状取得希望者）〉**

　　１　県内の国公立学校に勤務し、１種免許状取得を希望している者

　　２　県内の国公立学校に勤務し、隣接校種免許状取得を希望している者

　　３　県外の国公立学校に勤務し、１種免許状取得を希望している者

　　２　県外の国公立学校に勤務し、隣接校種免許状取得を希望している者

* この科目のみを取得しても、１種免許状や隣接校種免許状を取得できるわけではありません。

　大学等で開講される講習と合わせて必要単位を修得してください。

* 必要な単位数は、本課HP（以下のQRコード参照）からご確認ください。

QR コード

自動的に生成された説明

４　単位の認定

当該単位の課程として定めた講義の全時間に出席し、かつ、講師が行う試験又はレポート等の成績審査に合格した場合に各科目１単位の認定を行います。

５ 受講申込手続

　　今年度から申込方法等を変更しました。詳細は、別紙２「認定講習申込方法の変更点について」をご参照ください。

（１）申込方法（Microsoft Formsにて、受講希望者本人が申請）

　　　以下のリンクまたはQRコードから申し込みください。

**なお、申し込み後でも内容を修正することができますので、適宜修正していただいて構いません。**

**ただし、締め切り日（５月19日）を過ぎてからの回答や修正はできません。最終的に保存された内容が最終の申込となります。**

また、申し込みを取り消す場合は、本課で取り消しますので、本課へご連絡ください。

**①　〈科目コード40～47（特別支援学校教諭２種免許状）〉**

**申込リンク：**[**https://forms.office.com/r/VLP7X4x8Cs**](https://forms.office.com/r/VLP7X4x8Cs)

**QRコード　：**

**QR コード

自動的に生成された説明**

**②　〈科目コード10　教職原論（１種免許状希望者又は隣接校種免許状取得希望者）〉**

**申込リンク：**[**https://forms.office.com/r/9hctvtWaQm**](https://forms.office.com/r/9hctvtWaQm)

**QRコード　：**

**QR コード

自動的に生成された説明**

（２）本課への提出物

学校長は下記の書類を本課へ提出してください。提出先は、「（３）提出先」をご確認ください。

・【所属（市町）番号・所属名】認定講習受講申込書（全科目共通）

※【所属（市町）番号・所属名】は、以下の番号および所属名にしてください

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所属 | 所属（市町）番号 | 所属名 |
| 県立学校 | 学校番号を記載  例）321001 | 学校名を記載（県立は不要）  例）御影 |
| 市町立学校  （市町教育委員会） | 団体コードを記載  例）282014  参照：[J-LIS 兵庫県内市町](https://www.j-lis.go.jp/spd/code-address/kinki/cms_14914183.html) | 教育委員会名を記載  例）姫路市教育委員会 |
| 県外の学校  （教育委員会） | 都道府県番号を記載  例）27  参照：[都道府県番号](https://www.mhlw.go.jp/topics/2007/07/dl/tp0727-1d.pdf) | 教育委員会名を記載  例）大阪府教育委員会 |
| その他（**番号が不明な場合**） | 999999と記載 | 学校名もしくは教育委員会名を記載 |

（３）提出先

　　　提出先メールアドレス:[Junko\_Okada01@pref.hyogo.lg.jp](mailto:Junko_Okada01@pref.hyogo.lg.jp)

　 担当：兵庫県教育委員会事務局　教職員企画課　管理・免許班　岡田

　　※　提出は、メールにて提出してください。紙媒体での提出は不要です。

　　※　メールの件名は、【所属（市町）番号・所属名】令和７年度認定講習申込　としてください。

　 ア 県立学校・県内国立学校　⇒直接本課へご提出ください。

イ　市町組合立学校 　　 ⇒各市町組合教育委員会

（各市町組合教育委員会が取りまとめて兵庫県教育委員会事務局教職員　企画課　管理・免許班へ提出してください。）

　　ウ　県外の学校　　　　　　　⇒各府県教育委員会

（各府県教育委員会が取りまとめて兵庫県教育委員会事務局教職員企画課　管理・免許班へ提出してください。）

（４）提出期限（厳守）

　 令和７年５月19日（月）

（５） 注意事項

　　 日程が重複する講習を申込むことはできません。いずれか１科目のみを申込んでください。

　　　今年度は、「科目コード10　教職原論（8/18、8/19開講）」と、「科目コード44　障害児の心理・指導法（肢体不自由）（8/18、8/19開講）」が重複しておりますので、ご注意ください。

６　受講許可

　受講の許可・不許可の通知は、後日一覧を送付します（６月下旬予定）。

７ 欠席等について

（１）やむを得ない理由で欠席しなければならない場合は、学校長の承認を得たうえで、必ず開講の前日までに様式１による欠席届を兵庫県教育委員会事務局教職員企画課長あて提出してください。（市町組合立学校は各市町組合教育委員会を経由して提出してください。）

　　　ただし、当日に急遽、欠席される場合は、学校もしくは教育委員会から本課へご連絡ください。

　　　もし、受講期間中に欠席があった場合は、その科目の単位の認定はできません。

（２）遅刻は認められません。また、受講にあたっては、教育公務員としての品位を保ち、講師及び会場の職員に対しては礼節をもって接するよう心がけてください。

８　服務の取扱いについて

　当講習を受講する場合は、「職務に専念する義務の特例に関する規則」第２条第８項（昭和３９年７月１７日人事委員会規則第１１号）の規定が適用される者については、「職専免」とします。

９　本課HPについて

　　認定講習の情報を本課HPに掲載しております。気象警報発令時の講習の有無についても、HPに掲載し

ますので、随時、確認をお願いします。

　なお、今年度は、講義に必要な講義資料をHPに掲載し、各受講者にて印刷し持参していただくことを

予定しています。現在、講義資料をHPに掲載することが可能かどうか講師に確認中ですので、詳細は、

６月下旬頃に送付します受講許可の際にご連絡します。

　　本課HP（認定講習のページ）

　　URL：[教育職員免許法認定講習について｜教員を目指す方へ｜教職員企画課・教職員人事課 ｜ 兵庫県教育委員会](https://www2.hyogo-c.ed.jp/hpe/kyoshokuin/cont_cate/%E6%95%99%E8%82%B2%E8%81%B7%E5%93%A1%E5%85%8D%E8%A8%B1%E6%B3%95%E8%AA%8D%E5%AE%9A%E8%AC%9B%E7%BF%92%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6/)

QR コード

自動的に生成された説明

10　その他

（１）当講習は文部科学省へ申請予定のため、開設科目、科目区分、時間数、時間講師などは予定であり、変更となる可能性があります。その場合は、講習の一部又は全部について変更や中止することがありますので、その旨ご留意いただき、今後の連絡に注意してください。

（２）認定講習は公務災害の対象外です。けがを負った場合は自己責任となるので、ご注意願います。